

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

・――長崎市長暗殺事件と核廃絶運動――

・・・・大木 一訓 p2～

・「価値以下論」と「企業別組合」

宮前忠夫「新訳・新解説・マルクスとエンゲルスの労働組合論」
を手にして

・・・・小山 宏一 p6～

・石川島播磨差別勝利の勝利和解について

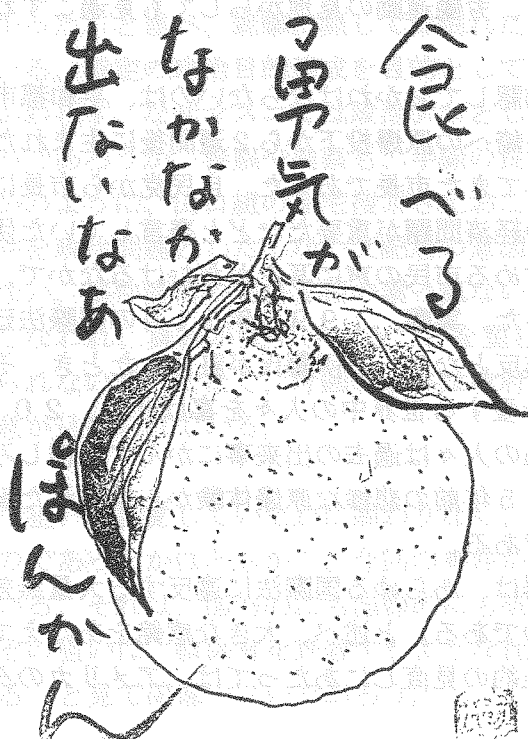
・・・・加納 博 p12～

・同上：資料

・・・・ p19～

・研究所便り

p20



● 第133号

○ 2007年5月15日

愛知労働問題研究所

長崎市長暗殺事件と核廃絶運動

大木 一訓

2007年4月17日午後7時50分。大勢の人が出入りする選挙事務所前で起きた伊藤一長長崎市長暗殺事件は、実に衝撃的で、怒りで身の震える思いのする事件であった。犯行をにおわせる4月15日付の手紙が事前にテレビ局に届いていたという事実を知るにつけても、適切な対策をとれば伊藤市長の安全を守ることではできたのではないか。本島前市長も右翼に襲われた経験があるというのに、長崎県警やテレビ局や市当局は何をしていたのか、と無念でならない。

だが、異常なのは、この事件を報じたマスコミの扱い方である。ほとんどの新聞紙誌が銃規制や暴力団取り締まりの不十分さを論ずるにとどまり、なかには根拠もなしに伊藤市長が公共工事をめぐる利権争いに巻き込まれた結果として事件を報じるものさえ現れた。いいかえれば、伊藤市長が国内的にも国際的にも、核廃絶をめざす平和運動でいかに大きな役割をはたしてきていたか、その伊藤市長の暗殺が政治的に何を意味するか、については、まったく不問に付してしまうという論調である。

そして暴力団の報復を恐れてか、テロに対する心底からの怒りの表明さえ遠慮しいしい発言されるという有様である。こうした状況はきわめて危険な言論の退廃であり、労働運動の見地からしても見過ごすわけにはいかない事態である。

まず確認しておかねばならないのは、平和都市首長としての伊藤市長の足跡である。長崎への原爆投下から2週間後に生まれたという伊藤氏は、被爆者とともに成長してきた市長であった。自民党から市長に当選した当初は、平和問題よりも足下の経済問題が重要だなどと発言していた伊藤氏であるが、被爆者や平和運動をすすめる市民の声に耳をかたむけるなかで、急速に核兵器問題への理解を深めていった。実際、1995年11月の国際法廷で「核兵器の所持そのものが国際法の違反となる」と伊藤氏が証言したとき、それはうれしい「意外性」とともに平和を愛する世界中の人々を喜ばせた。2000年5月の国連演説では、「長崎・広島の人々は過去の出来事にかんする憎しみや憤りから行動しているのではない。55年前の悲惨な原爆体験から得られた疑う余地のない認識から行動しているのである。」

核兵器は、あらゆる国際法に違反する大量無差別破壊兵器であり、人間否定の道具なのである」と述べ、大きな感銘をあたえている。そして2005年の核拡散防止条約の見直しにあたっては、アメリカのダブルスタンダードを鋭く批判し、

伊藤市長は世界の平和都市市長連合を率いてニューヨークの街頭をデモ行進したのであった。このデモには何万もの人々が参加して、いまや核戦争の可能性に終止符をうつべき時だ、という彼の考え方に共鳴したと伝えられている。疲れを知らぬ国際的な「平和運動家」となった最近の伊藤市長は、平和のための世界市長連合の副議長として、2020年までに核兵器を全面禁止する運動を精力的に推進していたのである。アメリカ9条の会の創設者であるオーバビーさんが日本の9条の会に、「素晴らしい、平和を愛した伊藤市長が暗殺されたことを知って、私はとても残念で、悲しくて、そして本当に腹が立っています」とメールを送ってきているように、伊藤市長の活動は国際的にも高く評価されていた。

筆者はいまでは故人となられた伊藤前市長を美化するつもりはない。長崎市では近年、裏金問題や市当局が業者に見積もりの偽造を指示したとされる37億円もの「見積もり合わせ」が明るみに出て大きな問題になっているが、それらについて前市長も責任がないとは言えないであろう。しかし、核兵器の廃絶に真摯に取り組んできた伊藤氏の足跡は高く評価されるべきであるし、その国際社会に及ぼしつつあった影響力の大きさについても正当に評価されるべきであろう。マスコミは、こうした事実を広く国民に知らせる責任がある。

第二に、今回の銃撃事件は明らかに政治テロである。市当局に対する個人的な怨念によって引き起こされた事件であるかのように報じられたが、暴力団山口組による組織的な犯罪であったことは歴然としている。しかも、犯人自身が、伊藤氏の市長再選をどうしても阻止したかった、と述べ、銃撃に際しては倒れた前市長にさらにとどめの一発を発射している。特定の政治目的達成を目的として暴力をふるったことは明白であるにもかかわらず、なぜマスコミは政治テロとして報じ、暗殺の政治的背景を追求しないのであろうか。警察や検察も、手際の良い山口組水心会の即座の解散で事足りたかのように、山口組の家宅搜索さえおこなわないのはなぜなのか。そこには、事件を政治問題としたいくない支配層の意図が陰に陽に働いているように思えてならない。事件直後の安倍首相の素っ気ないコメント（「捜査当局で厳正に捜査がおこなわれ、真相が究明されることを望む」）には、テロへの批判がまったく感じられないだけでなく、今回の事件は政府が関わるべき政治問題ではないという含意が込められている。

第三、犯人がどの程度その政治的な狙いを自覚していたかに関わりなく、また、具体的な政治的背景がどのようなものであったかはともかく、今回の事件が客観的にもつ政治的意味ははっきりしている。それは、国内的にも国際的にも核廃絶運動の発展を阻止することである。その狙いは、核保有を許容するような社会的風潮をつくりだすことにおかれている、と見て間違いのないであろう。

ここでどうしても想起せざるをえないのは、本年2月16日に発表された新「アーミテージ報告」である。今後2020年までのアメリカの対日政策を示したと言われるこの「報告」は、憲法改正、自衛隊の海外派遣を可能にする恒久法制定、武器輸出三原則の規制撤廃、弾道ミサイル防衛のための特別予算の計上をふくむ軍事予算の拡大、などを露骨に要求している。

今回の事件との関連でとくに注目されるのには、「報告」の中に、「北朝鮮が核開発を続けている可能性があり、米日はあらゆる可能性に備えるべき」だとする下りがあることである。それは戦後はじめてアメリカが、日本が核兵器を保有する可能性を示唆したものと受け止めることができる。

すでに安倍内閣の閣僚が北朝鮮を口実に日本の核兵器保有の可能性について発言し、罷免されることもなく、事実上そうした発言が許容される事態が生じていることは周知の通りである。アメリカの権力につながる政治評論家たちが、日本の核兵器保有の検討に理解を示しはじめているのも最近の特徴である。

考えてみれば、これは米日軍事一体化路線の当然の帰結であろう。アメリカの軍事力は核兵器中心の戦力であり、自衛隊がアメリカ軍と一体化して地球規模で軍事展開するためには、アメリカ製であれ国産であれ、日本の自衛隊も核兵器を保有し使用する能力をもたなければならない、ということになるのは必然だからである。

筆者は、日本の支配層はすでに自前の核兵器開発にむけて動きはじめているのではないかと疑っている。たとえば、最近の悪質な原発事故の多発と原発行政の異変である。明らかになっただけでも、事故の隠蔽やデータの改ざんなど悪質な違反事故は50件以上にのぼるが、そのなかには相当数の臨界事故がふくまれている。とくに2004年の福井・美浜原発事故では、レベル1の臨界事故が起き、5人が死亡し6人が傷害をうける惨事を招いている。

この種の事故が、一步間違えば核爆発にいたる極めて危険な事故であることはいうまでもない。しかし、こうした事故多発に対して政府は、驚くべき放任主義で対応するようになっていく。以前には、隠蔽などの不正がなされれば、1年間の操業停止が命じられる厳しい措置がとられたが、安倍内閣の甘利経済産業大臣は、操業停止命令は出さず、「重大事故については原発所長や所轄官庁に報告するように」と指示し、7つの原発についての特別査察を実施する、というだけである。これでは、原発事故を臨界核実験を代位するものとして位置づけ、データ収集をはかっているのではないかと疑われても仕方がない原発行政ではなからうか。

このように見てくると、米日支配層は今日、核兵器の研究開発への参画や日本

への自由な核兵器の搬入・搬出を公然と認めさせるばかりでなく、自衛隊による核兵器の保有についても本気でその実現をはかろうとしている、と情勢判断してよいであろう。

何が何でも核兵器保有国になりたいという支配層のどす黒い野望があるとすれば、その戦略にとって、伊藤前市長が熱心にすすめていた核廃絶運動はきわめて大きな障害となっていたに違いない。そして、客観的に見て、今回の銃撃事件は、その障害を取り除くという役割をはたしたことになる。

支配層の戦略が、闇社会勢力のテロに依存してすすめられることになったのだとすれば、それは今日の「靖国派」に牛耳られるようになった支配機構がきわめて危険な変質をとげつつある兆候だと見ることができる。

狂信的な宗教団体と右翼・暴力団を「親衛隊」とする専制的恐怖政治への道の推進である。すでに、長崎銃撃事件をひきあいに出して「国策にしたがわぬ首長」への脅しが広がっているという情報もある。専制政治への過程は、国民の目前ですすんでいる強権的な国会運営に如実に現れている問題でもある。

長崎市長暗殺事件は、核廃絶運動と政治テロ糾弾のたたかいが、労働運動にとっても今日非常に重要な運動課題となっていることを示した。ノーベル平和賞を受賞したG・ウェストバーグ博士とI・ジョン博士は、核戦争防止国際医師連盟（IPPNW）を代表して朝日新聞に寄稿し、伊藤前市長の平和への貢献を高く評価しつつ、テロによって核廃絶の声を沈黙させることは決してできない。

世界の医師、医学生、医療専門家は伊藤市長の遺志をついで、核を廃絶させ平和な世界が実現するまで戦い続けるつもりだと述べている（The Asahi Shinbun 5月5～6日号）。

こうした国際的な運動とも連携して、われわれは事件の真相を究明して支配層の狙いを明らかにし、核廃絶の声をいたるところでさらに一段と強めていく必要がある。

（ おおき・かずのり／ 当研究所理事・所員・前所長 ）





「価値以下論」と「企業別組合」

宮前 忠夫 編／訳／著『新訳・新解説 マルクスと
エンゲルスの労働組合論』を手にして

小 山 宏 一

宮前忠夫 編／訳／著『新訳・新解説 マルクスとエンゲルスの労働組合論』を手にした。宮前さんは、『経済』07年5月号で座談会の主報告者として登場されている、国際労働問題研究者である。元「しんぶん赤旗」記者で、欧州にながく駐在していた方である。

いろいろなところで、宮前さんの報告や論文を目にし、読んで多く教えられてきた。今回も、ひょんなことから、宮前さんの本が刊行していることを知り、早速とりよせて読んだ。もちろん充分読みこなしているかはともかく、いろいろと教えられるところが多くあった。

とくに、「tare union」とその複数形、それらに対応するドイツ語などは、従来、ほとんど一律に「労働組合」と翻訳されてきたが、詳述する理由により、不適當である。本書では「労働組合」、「職別組合」などに、それぞれ訳し分け、原則としてすべてに該当訳語の後の（ ）あるいは《 》内に原語を併記した。」

また、「英語 wage system of wage、……は字義からすれば「賃金制度」だが——日本では「賃金制度」は「労働者個々人に支払われる賃金の支払い方式」といった狭義の意味で、公式統計用語も含め使用され、定着しているので——語義にしたがって、「賃労働制度」と翻訳した」としている。

読者としては、かなり説得的で、文意も理解しやすくなると感じ、好感をもった。新解説も、いくつか啓発されるところがあった。

ともあれ、大変な努力の所産であると、心から敬意を表するものである。

×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ××××

ところが、「新解説」に、「おやっ」と思ったところがあった。

一つは、「【解説】マルクスとエンゲルスの賃金論と反面教師「価値以下論」」のなかの論述である。

もう一つは、「【解説】万国の労働者、団結せよ！——グローバル資本主義と「マルクスの労働組合論」」の章のなかの「日本の労働組合と「マルクスとエンゲルスの労働組合論」——応用可能性を問う」でとりあげている「企業別組合」に関する論述である。

私は、マルクスやエンゲルスに精通しているわけではない。労働組合運動のなかで、必要にせまられて、その都度読んだり、あるいは、講師の人の話を聞いて、刺激をう

けて諸文書を読んできただけといってよい。

私の知るかぎりでは、マルクスやエンゲルスが、系統だった「賃金論」や「労働組合論」を展開しているわけではないと思う。しかし、「賃労働と資本」、「賃金、価格、利潤」や「労働組合——その過去、現在、未来」は、手放すことのできない文献であった。

また、マルクスやエンゲルスを読む場合、宮前さんが、

「マルクスとエンゲルスの労働組合論が完成されたものでなく、むしろ、歴史的な時代の制約、二人の研究条件の制約から、未完成部分を多く残したものであると、認識している。」

「さらに日本の労働組合運動は欧米のそれとは本質的に異なる、否定的な特徴をもっているという問題も強く意識している。」(p215)

と言われるように、マルクスやエンゲルスの片言隻語（へんげんせきご＝ちょっとした短い言葉。ひとこと、ふたこと。）にこだわってはならないと、また、世俗で言われている「出羽（でわ）の守」——つまり、外国では、という言い方で事象を絶対化することを戒めるたとえを、我流ながらつねに思いつづけてきたのである。

×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ××××

さて、私の「おやっ」と思った、その一つは、「価値以下論」にかかわることである。

宮前さんは、戸木田嘉久『労働組合の原点』（学習の友社、マルクスの「労働組合——その過去、現在、未来の解説書」の「その過去の」解説は、「検討する問題」、「重大な誤りを含んでいる」、というのである。

また、「価値以下論は、労働組合運動に貢献している賃金問題研究者陣営においても、むしろ、「多数派」として存続し、労働組合などの賃金政策にも相当広く浸透してきている。」その、価値以下論を展開している、勤労者通信大学学長の辻岡靖仁さんの論文（「賃金の本質と現象をめぐる問題」＜『労働総研クォーターリー』2003 年夏季号＞）も、「検討する問題」、「重大な誤りを含んでいる」、一つとされているようである。

宮前さんが指摘している、第1の問題点というのは、戸木田さんが解説で取り上げている「その過去」には、マルクスは「価値どおり」、「価値以下」などは言っていない。言っていることは「公正ではありえない」ものだ、ということを行っているのである」と、指摘しているのである。(p133～)

いわば、「書いてもいないことを、あれこれ解説するのはおかしい」、とでもいうように読めてしまう。

つづいて、第2の問題点として指摘しているのは、「戸木田「価値以下論」は、おおまかに言えば、「資本の蓄積にともなう相対的過剰人口の増大」を論拠としている。価値以下論にはさまざまな論拠・論調があるが、相対的過剰人口の存在と増大は最も頻繁に用いられる論拠の一つである。」と指摘したうえで……、

「第1のカギ」として、宮前さんは、『賃金、価格、利潤』（最終章の1）に書かれ

ている、「他の商品についてと同じように、労働についても、その市場価格は、長期的には、その価値と一致する。」を根拠にして、宮前さんは「つまり、賃金の高低、上昇下落、さらには、労働者が闘うか否か、闘いが成果を生むか否かなどにかかわらず、「労働（力）の価値を受け取る」、「賃金は労働力の価値に一致する」、と言っているのである。つまり、「価値どおり」であって、「価値以下」ではない、のである。」
「どんな曲折を経ようとも、価値法則は必ず貫徹する」と断言している。(p137 ~)

「第2のカギ」として、「労働力の価値」の「現実の決定は、常に、需要と供給に依存している。」から、「結果として、資本主義的生産の一般的傾向は、賃金の平均的水準の引き上げではなく、引き下げ、あるいは、労働の価値の、多かれ少なかれその最低限度への押し下げである。」(『賃金、価格、利潤』)を根拠に、宮前さんは、「相対的過剰人口の存在と増大は労働力商品の価格(賃金)の引き下げに一役買うが、それは労働力の価値そのものの実現過程の一環であり、全体的、平均的には、価値の下がった労働力商品が相応の価格で売買されるのである。一定の労働力市場を全体として見れば、価値以下への切り下げ——つまり、労働力商品の、価値と価格の乖離——ではないのである。」(p142) というのである。

そのうえで、「価値以下論はマルクスの価値法則貫徹論と両立しない。誤った理論」と断言する。辻岡さんの所説の「理論的混乱はいつそう深刻」(p142)とも断じている。

宮前さんは、「価値以下論は、要するに、マルクスとエンゲルスの言う価値法則とその貫徹論を否定し、結局はマルクスとエンゲルスの経済学の否定に行き着かざるをえない「理論」なのである。そして、実践的には、価値以下論は、労働組合の闘いにおいて、「価値以下の賃金を価値どおりに払え」、「公平な1日の労働に公平な1日の賃金を」という要求を前面に押し出し、それに代えて、「賃労働制度の廃止」をかかげることを、事実上、後景に押しやることになる。それを通じて、日常闘争に専念する道が照らし出され、階級的団結と階級的・科学的知識の獲得、労働者階級の解放といった歴史的使命の自覚とその達成への、意識的な、たゆみない努力がおろそかにされることになるであろう。」と。

この宮前さんの結論は、ちょっと腑に落ちない。上の傍線部分でのべられていることを、私なりに約(つづ)めていえば、労働者と労働組合が、「生活できる賃金の引き上げ」、「労働時間短縮」の要求や闘争は誤りだと、読みとれる。

しかし、マルクスの『賃金、価格、利潤』最終章(一四)で(宮前さんの[新訳]による)、「資本主義的生産の一般的傾向は、賃金の平均水準の引き上げではなく、引き下げ、あるいは、労働の価値の、多かれ少なかれその最低限度への押し下げであることを証明するためには、これらのほんのわずかな示唆で十分であろう。この制度[＝賃労働制度]における事態の傾向がそのようなものであるからといって、労働者階級は資本の侵害にたいする反対闘争を断念し、自分たちの状態の一時的改善のために、そのときと時の機会を最も有効に利用しての要求闘争を放棄すべきだ、などと言うことになるであろうか？ もしそんなことをしたら、労働者階級は一樣に救いようのない敗残者の集団に墮落してしまうであろう。」(傍線は、引用者)

そして、つづけて言っていることがある。「もし、労働者階級が資本との日常闘争において臆病にも退却するならば、労働者階級は確実に、一切の、より大規模な運動を先導する資格を放棄することになるであろう。」(傍線は、引用者)と、

しかし、同時に、「労働者階級——しかも、この賃労働制度に含まれている一般的隷属状態とまったく切り離して——これらの日常的闘争の最終的効果を過大評価してはならない。労働者階級が忘れてはならないのは、自分たちは、諸結果の原因と闘っているのではないということ、下降運動を遅らせてはいるが、その運動の方向を変えているのではないということ、一時しのぎの緩和剤を用いてはいるが、病気を治しているのではないということである。」

そのうえで、「労働組合 (Trades Unions) は、資本の侵害に対する反対闘争の中心としては、よく機能する。自らの力 (power) を不適切に使用する場合は、労働組合は部分的に失敗する。[「ゲリラ戦」を闘うのと] 同時に、現存の制度を変革しようと努力せずに、また、その組織された勢力 (forces) を労働者階級の最終的解放、すなわち、賃労働制度の最終的廃止のためのこととして使用せずに、現存の制度の諸結果に対する「ゲリラ戦」にのみ専念する場合は、労働組合は全面的に目的達成に失敗する。」と結んでいる。(傍線は、引用者)

これをみてもわかるよう、マルクスは、労働組合の賃金引き上げ闘争などを否定しているわけではない。

どちらかといえば、マルクスやエンゲルスの所説は、階級政党＝労働運動・社会の民主的改革にとりくむ人々への指針であろう。だからといって、労働運動の一翼である、労働組合運動にとりくむ活動家にとっても、大切な示唆であることは間違いがない。

だが、労働組合は、大衆的な組織 (労働者ならだれでも加入できるもの) であり、一致する要求で団結する組織である。階級的自覚はバラバラ、「労働者階級の解放といった歴史的使命」で団結しているわけではない。ましてや「賃労働制度＝資本主義制度の廃止」などは、かかげることはない。区別と関連の問題である。

とすると、宮前さんの【新解説】は、だれに読み聞かせようと考えたのかが、よくわからない。なぜ、いま「価値以下論」をとりあげたのだろうか、それもよくわからない。

この本を読みながら、マルクスやエンゲルスの文書をあらためていくつか読んだ。そのなかで、

「……。『宣言 (共産党宣言)』にかかげられた諸命題の究極の勝利については、マルクスはひたすら労働者階級の知的発展に信頼し、その知的発展は、共同一致の行動と討論から必然的に生まれると信じた。資本との闘いのなかで生ずるいろいろな出来事や変転によって、成功、そしてそれ以上の敗北によって、闘う人々はそれまでの万能薬がどんなに不充分であるかを知り、そしてその頭脳は、労働者解放の真の条件はなんであるかについての根本的な洞察をいっそう受けいれやすくなるにちがいない、マルクスは考えた。……。」(『共産党宣言』『一八九〇年ドイツ語版への序文』から)

には、あらためて、大きな刺激を受けた。

ともあれ、私の経験——労働組合の役員としてながく活動してきた実体験から、宮

前さんが指摘する「誤った理論＝「価値以下論」」を駆使してきた。それは誤りだったと言うのだろうか。疑問がある。さらに学習をすることにしたい。

XXXX XXXXX XXXXX XXXXX XXXXX XXXXX XXXXX

私の「おやっ」と思ったもう一つは、宮前さんがとりあげている、「企業別組合の問題」(p215～)である。

宮前さんは、「日本の労働組合運動は欧米のそれとは本質的に異なる、否定的な特徴をもっている」。「最大の問題は、日本の労働組合のすべてではないが、圧倒的部分が企業別組合(会社別組合)であるという事実である。さらに、日本の労働組合の多くがユニオン・ショップ制[引用者注：労働協約で、労働者が会社に雇われたら必ず組合に加入しなければならない。加入しなかったり組合から除名された場合に使用者は労働者解雇しなければならない、というとりきめ]をとり、企業別組合制とワンセットにしている問題」であると、指摘する。そのうえで、企業別組合の問題点、ユニオンショップ制の問題点を詳細に解説している。そして、宮前さんの講演記録『新たな挑戦へ——「ロストユニオンに挑む」発刊記念——[05.] 10.29 労働運動シンポジウム記録集』[以下では、『記録集』という。]の参照をすすめている。([]は、引用者が挿入)

そのうえで、「こうした問題の存在を前提として、マルクスとエンゲルスの労働組合論の日本へ応用は実行されなければならない。」として、「日本の労働者階級は、今こそ、戦後日本の支配者たちが陰に陽に、しつらえ、固守している「企業別組合＋ユニオンショップ制」による労働者・労働組合支配という、世界でも独特な「迷路」から脱却して、資本主義の一般的発展法則に対応した、世界各国の労働組合運動と共通した大道を歩むチャンスを迎えているのではないか。そうではない、従来の路線・戦略上で努力を強化し、弱点を克服すれば足りると主張する人々は、確かな理論的及び実践的根拠をもって、その路線、戦略的展望を示す責任があるのではないだろうか。」と述べている。

さらに、結びの章で、「今とくに緊要なことは、マルクスが国際労働者協会の書記としての職責を負いつつ労働組合とその運動に関する理論を飛躍的に発展させた事実が示すように、重大な歴史的転機に立ち後れる、あるいは、ひるむことなく必要な実践的かつ理論的なイニシアチブを発揮する団結体(広義の労働組合)と人物の存在である。「誰かがやってくれるだろう」と待機するのではなく、自らそうしたイニシアチブをとる労働者と研究者、労働組合が——現時点では、ハンディが大きいこの国ではあるが——日本でこそ、生まれ、「成人」しなければならない。今生きるわれわれは、もし、自覚的な労働者、学者・研究者であろうと望むなら、『マルクス・エンゲルスの労働組合論』を実践的に書き上げる」という歴史的事業を成し遂げる責任の一端を、それぞれの持ち場で追っているのである。私は、本書が、以上で述べたような方向に向かつての理論的および実践的探求と努力に少しでも役立ち、イニシアチブを発揮しようとする人々の励ましとなることを切に願っている。」

しかし、宮前さんが期待するもの——イニシアチブを発揮しようとする人、とはだれのことを指しているのかは、この文章だけではよくわからない。

そこで、前記の『記録集』を読んだ。さいごでシンポ・記録集の内容は、

開会のあいさつ（ ）、第一部 基調講演「グローバル化の中で世界の労働組合運動は今——「ロストユニオンに挑む」発刊を機とした日本の労働運動「成人化」への提言」（宮前忠夫・国際労働問題研究者）、第二部 シンポジウム 新たな挑戦へ（コーディネーター 山口弘文・東京地評常任幹事、パネラー発言 佐々木仁・京王新労組委員長〔建交労東京都本部〕、上条貞夫・東京法律事務所弁護士、戸塚章介・元東京都労委委員・「ロストユニオン」著者・元新聞労連東京地連委員長、助言者 宮前忠夫。会場個人発言 7人、閉会のあいさつ 新村 恭・MIC議長・出版労連議長（いずれも、当時の肩書き）

となっている。このシンポでの宮前さんの基調講演も、多く学ぶところがあった。が、その講演はしめくりに「日本の労働組合運動の「成人化」への提言」をのべている。

そのなかで、「三位一体の「三つの罌」〔企業別組合、ユニオンショップ制、特定政党支持、引用者注〕にはまっている労働組合が、もはや展望や将来がないのだ、……、皆さん方がやっているような、企業別主義のとりこにならず、かつ、それを突破して行こうとしている労働組合については、全然当てはまらない……。そういう自主的、自覚的な運動が強まっていることは、展望が開かれつつあることは、今日こうした集会が成功裏に開催されたこと、参加された皆さん方の現場での実践が証明しています。多くの人々が「脱却」、「再出発」を勧めて〔記録集のまま〕いますし、実践的には、とくに、ローカル・ユニオンの前進—私はそれだけでは十分とは考えていませんが—が現実的展望を開きつつあります。……。私は今日のテーマのサブタイトルに、「日本の労働組合運動の『成人化』への提言」というのを付けました。……。日本の労働組合運動は、今こそ、その全身全霊において「成人化」する——自主的な、自立した「世界共通ルールで運動する」労働組合になること——を真剣に検討すべきではないでしょうか。「企業別組合か産別・地域別組合か」の選択をはじめとした「三つの罌」からの脱出という課題は、「どちらでもよい」問題ではない……。戦後六〇年という機会に際して重大な選択を迫られているというべきでしょう。」と結んだ。

そして、なにより気になるのは、閉会のあいさつに立った新村さんは、その中で、「……。しかし、問題だと思うのは、……代表的な左翼イデオログの方たちは、……「形態が問題ではない、企業別組合を階級的民主的に強化する、これが大事である」という考え方を持っておられます。私はハッキリ企業別に問題ありというかたちで総括をして問題提起をすべきだ、これをネグレクトしているのは研究者としては責任が重い……個人をベースにした考えで、労働組合の教科書ももう一回、全労連の教科書も、作り直してほしい。私は「職場を基礎に」というのを強調する状況ではないと思っています。……働く労働者の砦というのは企業原理とはそもそも合わない、企業の中で砦をつくるのではなくて、企業の外に、仕事と職能、産業別といったところで「砦」をつくるべきである……。」

ここから「成人化」は奈辺にあるかをうかがい知ることができるような気がする。賛否はともかく、この問題を真剣に議論しなければならないであろう。

（おやま・こういち／元、労働組合役員）

石川島播磨差別争議の勝利和解について



加 納 博

今回の石川島播磨の差別争議に当たっての意義、教訓、今後の方向等について、若干の報告をさせていただきます。そのことが日本全国のこれからの労働運動の前進に少しでも役に立てれば幸いです。

先ず今回の勝利和解については画期的な内容と特徴があります。ここに簡単に経過と内容を記します。

(1) たたかいの経過

約4年間にわたった石播武蔵地区の八人の思想差別・女性差別やめよ、の裁判で2004年3月、石川島播磨重工業（以下石播）は差別を事実上謝罪し是正・賠償・再発防止を行うこと、および同様の差別を受けた原告以外にも解決の道を開くことなどで和解が成立しました。差別の事例として“女性であることを理由に、補助的な業務を続けさせ、資格や賃金を低く抑える”、など14項目のやってはならない差別の事例を掲げた和解覚書附属文書も取り交わすことができました。

これを踏まえて、愛知地区では2004年5月、ZC（ゼロ・コミュニティ）管理名簿に記載されているものなどが会社に是正申告書を提出しました。しかし何らの回答も無いので、2004年10月に代理人を立てて、愛知工場へ再度是正するように申し入れを行いました。これにより2004年12月から愛知工場との交渉を始めることができ、裁判を念頭にした学習会など行ってきました。

2005年8月、会社側がテーブルに着くことに同意し、以降8回の名古屋テーブル（会社側：代理人2名と本社人事部長、愛知工場担当部長、わが方は当事者代表4名、代理人2名）のもとで交渉が始まりました。その場で申告者17名（現役7名OB 10名）の1985年からの標準者賃金と申告者賃金との比較の全損要求書を提出しました。全事業の申告者が「連絡会」に集まり、差別の謝罪・根絶・賠償と再発防止協定を求めました。その間に、新たに“個別管理名簿（ZC名簿の運用版）が発覚しました。

2005年12月から代理人を交えた本社交渉に切り替わりました。

2005年12月に愛知では支援共闘会議が結成されました。

2007年1月19日、全事業所の申告者及び遺族を含めての168名と、先の武蔵の原告団7名の合計175名で会社と和解調印をすることが出来ました。

(2) 今回の石播争議のたたかいの特徴

石播に40年の差別に対し反省を表明させ賠償、差別の根絶・再発防止のための協定を定めるなどさせることができました。これらは全事業所が「連絡会」に結集できたことや、産業別労働組合（個人加盟）の誕生とその母体となった造船連絡会のたたかいがこの勝利に大きく貢献しました。

- ①裁判を経ずに会社交渉、省庁、労基署交渉、宣伝署名行動で、解決したこと（内容は会社の反省、現役者の等級及び退職金本給の是正、和解金の支払い、再発防止協定の締結、その周知徹底等）全面的なものであった。
- ②産別で団結してたたかい、175名（武蔵原告7名、現役44名含む）の多数で「石播連絡会」に結集した。退職後15年のOBも含んでいる。
- ③この地域では造船重機連絡会と共に、石播愛知の人権を求める会、石播愛知支援共闘会議がよく連帯して力を結集した。
- ④従来の裁判でのたたかいは当事者の勝利、成果だけに終ったり、原職復帰もなかったが、今回は残っている現役者に明るい希望を与え、原職復帰も勝ち取った。
- ⑤株主総会に多数出席し差別是正を迫り、2年連続で「誠心誠意解決する」ことを表明させたことは経営陣に直接大きな影響を与え、半年後に和解調印させたことでも明らかであった。
- ⑥国会議員の力も借り、国会や厚労省、労基局などの行政を動かす戦略を徹底して追及した。監督署が石播人事部に対する事情聴取を開始したことは大きな前進であった。
- ⑦各事業所の交渉から始まって、本社交渉に発展させたことが大きく前進した。（石播本体が持っている問題であり所詮各事業所は勝手に動けない矛盾がある。）

(3) たたかいが勝利した主な要因

- ①2004年3月に思想・性差別の裁判で画期的な勝利和解をした武蔵原告団が全事業所の仲間に連帯のたたかいのリレーをよびかけた。
- ②東京での賃金差別反対、出向反対・解雇撤回等の都労委や裁判での勝利、愛知での山下さんの不当配転、不当解雇撤回の裁判勝利などのたたかいなどの歴史的な火種があった。

(4) 和解後の職場の状況

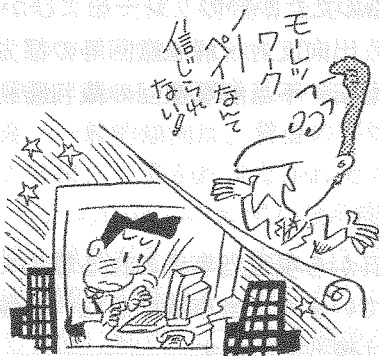
- ①和解協定調印の後、翌日から現役当事者の在る職場では、全従業員に和解協定の内容を周知徹底しています。当事者の居ない職場でも、周知徹底を広げていく要求のたたかいは残っています。

- ②自衛艦を建造している職場の活動家の労働者には試運転に同乗させないという差別は未だ解消していない。この厚い壁は打ち破っていかなければならない。
- ③相生、相馬工場等で門前の集会、ビラまきをやっていると言労働担当者がビデオカメラで写真撮影をして、妨害をしている。これらは協定違反として、抗議のうえ、やめさせなければなりません。

(5) 原告団を中心に各地の連絡会は残存して、情報交換、交流を強めて、会社の反撃、様子を注視していき、いざという時はいつでも団結して再度たたかいが組めるようにしていきます

(6) 1月19日の調印式、記者会見、現地での報告集会が終わってやっと40年の差別から解放されたという実感が湧きました。しかし石播以外の重機械産業の企業、JR、日本航空等の多くの企業では、公然と未だに思想差別、性差別が蔓延しています。石播のたたかいは必ずそうした企業で働く労働者の運動の突破口となると思います。

(か の う ・ ひ ろ し / 石播愛知の人権回復を求める会)





石播人権回復闘争で・・・弁護士 竹内 平

1 石播における戦後の闘いは直後の労働組合結成から始まります。

愛知においては、前身である名古屋造船の労働者は1945年12月に労働組合を結成し、一ヶ月にわたる無期限ストライキの実行など先進的な闘いを組み、全日本機器労働組合（産別会議）、全造船に加盟し、全造船大会で産別会議加入を提案し、全労連に参加するなど積極的な取り組みを展開しました。他方で、会社は1950年、51年、52年とレッドパージをはじめとした組合内左派の排除を強行し、1960年代に入ると、労働組合の労使協調主義に対抗する山下さん、加納博さん、芝原さんらに対して不当配転や解雇を強行し、愛知県下の労働組合が固唾をのんで見守る中、1970年12月には全造船を脱退させました。

そして、1970年代に入ると、軍需産業への積極的参入と共に労働者の人権を蔑ろにする非人間的な差別攻撃を全国至る所で強行し、自覚的労働者に対する「ZC管理計画」「個別管理計画」等による徹底した思想差別を性差別と共に進めました。これは公安警察とも具体的に結びつくなど熾烈を極める攻撃でした。そして、人員削減を幾度かに渡り強行し、これに同調しない労働者に対して草むしりや自転車の組み立てなどを何日間も命じ公然と仕事を奪って差別を徹底し、労働者の命まで奪いました。

しかし、こうした攻撃にもかかわらず屈することなく労働組合活動の強化、職場の労働条件の向上と権利の拡大のための取り組みが持続的に続けられ、石播労働者の取り組みは名古屋南部臨海工業地帯の大工場群で働く労働者の運動の重要な一角を占めてきました。

2 今回の闘いとその成果は、武蔵工場の人権回復裁判におけるきわめて重要な勝利和解を契機にしています。これ抜きにして今日の時点での解決はありません。

武蔵原告が示した熱い連帯、高い志、献身性、政治性は石播闘争の上でも、労働運動史上でも特筆すべきことで、強調しても強調しすぎることはありません。

しかし、同時に、今回の闘いの成果は戦後から連綿と続く既述のような全国の

闘いの結実でもあります。

2007年1月の勝利解決の到達点は、闘いの条件を生かし切り、全面的で全国的で歴史的画期的な到達点を早期に築き、武蔵勝利の成果をさらに二歩も三歩も一挙に押し広げるものでした。会社に差別政策をとったことを反省させ、時効の壁を大きく打ち破り退職者も含めて相当額の解決金を支払わせ、等級を是正させました。そして、差別防止を文書で具体的に約束させて、各職場においてそれを読み上げさせ、さらに差別防止策を盛り込んだ文書を全従業員に配布するなど防止策の徹底を実施させました。また、たとえば田島さんを事務職に復帰させたり、再雇用を実施させたり、差別出向をやめさせて、職場における仕事差別を是正させ、さらに、職場企画からの隔離差別をやめさせました。これを出向先の会社にも、退職者にも及ばせました。まさに、解決の内容は全面的で、武蔵和解を大きくかつ早期に進めるものでした。

また、会社の最後の抵抗とも言うべき非公開策動について全国一致して排し、解決内容の基本的を公開を実現したのは労働者魂を如実に表すもので、石播労働者の真骨頂を示し、労働者の人権の確立を求める人々に大いに歓迎されるべき重要な成果でした。

- 3 名古屋のメンバーは武蔵和解を受けて改めて差別是正を求め、名古屋から情勢を変えるべく、全国的決起を展望し、会社（愛知工場）への申し入れ・交渉に積極的に取り組み、他方で裁判に向けて討議と準備を始めると共に、宣伝行動を開始しました。こうした中で、本社担当者を名古屋に呼び出す名古屋テーブルの設置を実現し、全国統一要求の実現に努め、知力を尽くして早期解決に寄与しました。

特筆すべきことは退職者が自らのこととして大きく合流して取り組んだことです。現役者の奮闘も重要な鍵の一つでしたが、退職者は闘いのいくつかを担当し、時には先頭にも立ち局面を開きました。なれない署名のお願いに回ったことも今では懐かしく思い出します。要請先で手書きのチラシに共感を得たこともあります。継続的な労働基準監督署への申し出は労働行政を動かし、会社を大きく包

闘しましたが、その中で、明日の労働行政の実現を求め本来の労働行政に戻れと迫ったOBらの発言に強く心を揺さぶられました。

職場のことを思い自ら闘いに立ち上がった退職者の思いを振り返ると、数十年の労働運動の経過と共にその気概に改めて深い感動を覚えざるを得ませんでした。

時に厳風が吹く中で、風に向かって立ち、

時に風が和めば、風にそって吹かれ、

時に風が休めば、風を起こしてきた、

あなた達の存在が日本の良心だと叫びたい。

明日を呼ぶ風だ！

石播労働者は闘ってこそ明日があると言って互いに励まし闘い、「明日」がありました。勝利は職場に新たな闘いの状況を作り出しました。メンバーは切り開いた「明日」を迎え、今また、「明日」の課題に立ち向かおうとしています。新たに職場から労働条件の改善・労働者の権利の拡充、職場の安全の確立・アスベスト被害の補償等のために、次のステージに取り組み始めています。降りかかった数十年來の火の粉を振り払いながら、これからが本番だと言わんばかりに。

ところで、今回の闘いの中で、会社の露骨な差別政策を端的に示した「ZC計画管理名簿」「個別管理名簿」は解決を進める上で重要な役割を示しました。「哲学者」であれば、無から有は生じない、有るものがあつたのだと言うかも知れません。「歴史家」であれば今出てきたことを「歴史」だと言うかも知れません。

「創作者」であれば「事実は小説よりも奇だ」と言うかも知れません。「活動家」は働く労働者の顔を思い出し、一時（いつとき）、「石」のように見えた職場を潤んだ目で熱く見つめ直していると思います。

4 愛知においても、多くの支援の方々に協力を得、支援共闘会議を結成して頂き支援共闘会議などを通して知恵と力を出して頂きました。

多くの労働争議を解決しているJMIUの山田さん。

支援共闘会議のとりまとめ役として東京行動や労基局交渉など多方面に渡りご尽力頂きました。

愛知における思想差別撤廃の先達である中電労働者の小池さん・若見さん・刈谷さん。

闘いの先輩の存在は限りなく当事者を元気づけました。

県下の争議団の物心共にセンターとなっている愛知争議団議長の黒島さん。

黒島さんは早朝の朝倉宣伝にも広報車を運転して参加して頂きました。

愛労連の前議長三崎さん、元議長の阿部さん、現副議長の福田さん。

早朝朝倉等での皆さんの応援を心強く思ったのは私だけではなかったと思います。

共産党の八田さん、秘書の本村さん。

愛知県下の労働基準監督署ばかりでなく、東京の本省交渉まで出席してもらい、力強く励まして頂きました。

笠井議員と秘書の平井さん。

全国的決起と解決への強い意志を圧倒的に示した8・18（2006）の厚労働省交渉（レクチャー）の実現、国会質問等、格別のお力添えをいただきました。

さらに、さらに、・・・・、多くの支援をいただきました。

闘う労働者をひとりぼっちにせず心から支援しようと駆け参ってくれた多くの皆さんの力が示されました。本社への申し入れなどの行動や労働基準監督署への申し入れなどでも当事者を大きく励ましました。感謝に堪えません。

改めて思います。当事者が立ち上がらなかつたら闘いは起きないし、広がらない。差別も是正されない。権利の実現は闘わずして得られることはない、それが歴史と現実です。これは活動家や法律家が言っているだけではありません。今話題の日本国憲法も「基本的人権は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果」とし、「自由及び権利は、国民不断の努力によって、これを保持しなければならない」としています。憲法という視点から見れば、石播の闘争は憲法実現運動でも

あり、石播の労働者は憲法を担い人でした。そして、一見、一時、どんなに困難に思われる壁でも、それが不正であれば「不断の努力」によりいずれ正されることを見事に示すものでした。

闘った労働者はすごい！今あなた達の立っているところは日本の労働者の闘いの一つの峰です。

しかし、さらに声を大にして言いたい。支援した仲間もすごい！格差が押しつけられる中で支援・連帯は今特に大きな意味を持っていると思います。支援・連帯はそれ自体新たな自覚的闘いです。

闘う人がいることは日本の勇気です！

闘う人を支援する人がいることは日本の希望です！

日本の勇気と日本の希望に皆さんと共に乾杯！

- 5 昨今の憲法改悪の動き、労働法制の破壊の策動、格差の強行は労働者や市民の生活と権利に切実な矛盾を引き起こし、多くの人々の尊厳をずたずたにしようとしています。しかし、兵器産業といわれる会社の中で、歯を食いしばりそれに抵抗をしている人、それを止めさせようとしている人、人が人として尊重される社会の実現を求めている人がいて、一緒に、この間、志と希望のために忌憚なくものを考えあえたことは、私の労働弁護生活に消えることのない新たな火つけました。

この取り組みで様々な課題や条件を抱えていながら「どっこいおれたちや生きている」と困難に立ち向かった全国連絡会に結集した石播の仲間の連帯した闘いは奔流を作りだし早期解決を引き寄せましたが、武蔵野仲間も、東京の仲間も、横浜の仲間も、相生の仲間も、呉の仲間も、誰も、生き方や気持が不屈で厳しいというだけでなく、腰が据わりどこか楽天的で、学ぶことが多く、心の底から洗われ清々しくもありました。

ありがとうございました。生きることがまた楽しくなりました。



☆2007年3月15日以降の主な活動日誌

〈3月〉18日自動車産業職場政策研究会・春の決起集会・久屋広場 21日WE労働法制を考えるシンポジウム・東館ホール、24日人権研究会国際会議場 〈4月〉8日県議選・名古屋市議選 21日13回所員会議、職場活動・組合活動フォーラム 15日自動車関連職場政策研究会 22日地方市町村議選、27日石川島播磨差別争議勝利報告会 28日第7回愛知労働問題研究所理事会 〈5月〉1日第78回メーデー・10時～白川公園 3日憲法施行60周年記念市民の集い・市公会堂

☆今後の主な予定 〈5月〉20日自動車産業職場政策研究会 27日講演会「御手洗ビジョンは日本をどこに導くのか」 31～6月11日愛知平和行進 〈6月〉2日14回所員会議・連続憲法講座「東アジアの未来をつくる」 9日職場活動組合活動フォーラム・愛高教定期大会 13日志位演説会 16日地域労連研究集会 17日自動車産業職場政策研究会 〈7月〉8日医労連定期大会 11日市職労定期大会 14日連続憲法講座「押しつけ憲法素朴な疑問に答えます」 22日参議院選挙投票日 28日愛知労働問題研究所理事会・自治労連定期大会 29日愛労連37回定期大会

☆ホームページで、研究会案内を続けています。http://www.roren.net/romonken

☆研究所のホームページが寂しいとご意見をいただいています。

所報の原稿や英文を掲載していきたいと考えています。HP充実にご協力いただける方ぜひご連絡をいただきたいと思います。

☆研究所・購入文献紹介

愛知県統計協会から県内の統計を取り寄せています。ご紹介いたします。

- ・愛知県統計年鑑・愛知の統計07特集・あいちの勤労・あいちの人口・あいちの景気動向
- ・あいちの生産動態・あいちの鉱工業・名古屋市消費者物価指数・H17年国勢調査
- ・あいちの工業・あいちの商業・あいち県政要覧・最近の雇用情勢・労働市場概況など

☆研究所20周年を迎え、特別記念号の発行を考えています。執筆依頼を重ねています。研究者・理事・監事・所員・会員の皆さまのご協力を重ねてお願い致します。

☆今回133号特別号を発行しました。執筆いただきましたみなさまのご協力に感謝いたします。あわせて会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

* 「所報」第133号（隔月刊） / 発行日2007年5月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労問研）

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978/883-6958 Eメールai-romonken@roren.net

* ホームページ http://www.roren.net/romonken/

* 研究所会費（年）個人6000円 団体1口・12000円 * 会員の購読料は会費に

含む。収入のない大学生・院生割引あり相談下さい。送金先：郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所／三菱東京UFJ銀行・金山支店・普通口座1368019

* お願ひ：06年度・会費納入にご協力下さい。

